平成２８年（フ）第１０２号
石川県能美市上開発町ハ64番地　藤ハイツ203号、従前の住所東京都足立区扇２丁目13番１―323号
破産者　深浦　竜真
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第８１号
兵庫県加西市大村町182番地の１
破産者　後藤與三郎
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第７６号
香川県丸亀市土器町西４丁目578番地
破産者　合田　篤子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１２２号
香川県善通寺市善通寺町３丁目10番29号　大山荘
破産者　古川　守男
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１００号
福岡県行橋市大字二塚584番地　みやこの苑
破産者　松村　誠一
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
大分県豊後高田市美和1439番地
破産者　髙倉　絹代
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６６号
大分県中津市大字万田318番地１　パティオ・プリムローズ　205号
破産者　重富奈智子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８１号
長野市篠ノ井御幣川52番地５
破産者　緑川　博子
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
埼玉県児玉郡神川町大字元原25番地
破産者　為貝　康之
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１２号
青森県つがる市富萢町清水28番地178
破産者　福井美和子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
青森県つがる市富萢町清水28番地178
破産者　成田　かつ
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第８２２号
仙台市太白区鹿野本町１番１―403号
破産者　菅原　洋子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
仙台市若林区六丁の目南町10番６号　エスポワール南松204、開始決定時の住所山形市白山１丁目15番14―105号　プランドール南
破産者　青柳　　等
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０１号
相模原市南区上鶴間本町４丁目11番20号　グランメール101
破産者　大橋奈緒美（旧姓岸）
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５０２号
相模原市南区上鶴間本町４丁目11番20号　グランメール101
破産者　大橋　一三
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９７９号
名古屋市千種区希望ケ丘２丁目６番１―110号　南希望荘
破産者　衛藤　嘉一
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２８号
名古屋市西区名駅２丁目34番17号　セントラル名古屋1108号
破産者　服部　勝明
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８０５号
名古屋市北区辻本通１丁目49番地の１　ロイヤルメゾン城見台503号
破産者　苗村　忠雄
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８７２号
愛知県一宮市花池１丁目８番地17　メリーファンタジー406号室、住民票上の住所名古屋市東区白壁４丁目58番地　白壁レジデンス206号
破産者　元原　孝義
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部